

16町市議第685号

2017年3月28日

審査請求人

町田市政を考える会・草の根

小林 美知 様

町田市議会議長 吉田 つとむ



弁明書の送付及び反論書等の提出について

2017年2月20日付けで提起された審査請求（2016年12月9日付けで町田市議会議長が行った審査請求人に対する公文書部分公開決定処分（16町市議第499号の2）に係る審査請求）について、行政不服審査法第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

なお、行政不服審査法第30条第1項の規定により反論書を、同法第32条第1項の規定により証拠書類又は証拠物件を提出することができますので、当該反論書等を提出するときは、2017年4月19日までに提出してください。

町田市議会事務局

担当 杉 本

電話 042-724-2171

16町市議第676号

2017年3月22日

町田市議会議長 吉田 つとむ



弁 明 書

審査請求人（以下「請求人」という。）が2017年2月20日に提起した公文書部分公開決定処分（16町市議第499号の2）に係る審査請求について、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 本件処分に至るまでの経緯

- (1) 2016年11月30日、請求人から「2012年度 政務活動費収支報告書と証拠書類（領収書等）」について公文書公開請求がなされた。
- (2) 2016年12月9日、実施機関は、請求の一部について応じることと決定し、公文書部分公開決定通知書をもって請求人に通知した。

3 本件処分の内容及び理由

(1) 本件処分の内容

「平成24年度（2012年度）町田市議会政務活動費収支報告書」を部分公開とした公文書部分公開決定処分（16町市議第499号の2）

(2) 本件処分の理由

インターネットが普及している現在、各会員サービスの多くはインターネット上で管理、提供されており、各会員サイトにログインや登録を行う際に、会員カードの番号が必要とされる。会員カードの番号が公開されると、第三者が各会員サイトにログインすることが可能となる恐れがあり、購入履歴やポイント利用履歴等の漏えいにつながる恐れがある。

このため、会員カードの番号は、議員の個人生活に関する情報であり、公開することにより、特定個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当し、公開しないこととした本件処分は妥当である。